

## Ⅲ 条例の対象施設

- 条例の対象となる施設（公共的施設）及び事前の届出と構造等基準への適合が義務となる施設（特定公共的施設）は、次のとおりです。

### 1 公共的施設

新築等の際に努力義務の対象となる施設で、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設をいいます。具体的には、次頁「対象施設一覧表」の「公共的施設」欄の施設です。

なお、公共的施設が構造等基準に適合している場合は、適合証の交付を受けることができます。

### 2 特定公共的施設

公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な一定規模以上の施設をいいます。具体的には、次頁「対象施設一覧表」の「特定公共的施設」欄の施設です。

特定公共的施設については、新築等をしようとする場合には、構造等基準に適合させなければならないとともに、事前に届出を行わなければなりません。

また、工事が完了したときは、工事完了の届出を行わなければなりません。

### 用途面積とは

その用途として利用する部分の延べ面積をいいます。例えば公衆浴場の場合は、浴室、更衣室、玄関だけでなく、ボイラー室のように当該施設と用途上不可分の部分も含めた面積です。一方、たとえ同一棟であっても、従業員用の住居、宿舍等の用途上可分の部分は用途面積に算入しません。（建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に準じます。）ただし、構造等基準は、多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分のみに適用あれ、従業員のみが使用するボイラー室等には適用されません。

## 対象施設一覧表

種 類	公共的施設 (努力義務対象施設)	特定公共的施設 (届出義務・基準適合義務対象施設)
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・病院又は診療所</li> <li>・劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li> <li>・集会場又は公会堂</li> <li>・社会福祉施設等</li> <li>・博物館、美術館又は図書館</li> <li>・郵便局</li> <li>・銀行その他の金融機関の店舗</li> <li>・工場</li> <li>・旅客施設</li> <li>・公衆便所</li> <li>・官公庁舎等</li> <li>・一般ガス事業者、一般電気事業者又は認定電気通信事業者の営業所又は事務所</li> <li>・火葬場</li> </ul>	左記の全て（見学のための施設を有しない工場を除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容所又は美容所</li> </ul>	左記のうち用途面積が50㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業店舗</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・食堂、料理店、レストランその他の飲食店</li> <li>・クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他サービス業店舗</li> </ul>	左記のうち用途面積が300㎡以上のもの（卸売市場を除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設又は遊技場</li> <li>・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等</li> <li>・駐車施設</li> </ul>	左記のうち用途面積が500㎡以上のもの（キャバレー、ナイトクラブを除く。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示場</li> <li>・ホテル又は旅館</li> </ul>	左記のうち用途面積が1,000㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所又は事務所</li> <li>・複合施設</li> <li>・公共用歩廊</li> </ul>	左記のうち用途面積が2,000㎡以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅、寄宿舎及び下宿</li> </ul>	左記のうち戸数又は室数が50以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室等</li> </ul>	—
	道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道、県道、市町村道（自動車専用道路を除く。）</li> </ul>
公 園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童遊園</li> <li>・漁港環境整備施設</li> <li>・港湾環境整備施設</li> <li>・都市公園</li> <li>・遊園地、動物園又は植物園</li> </ul>	左記のすべて
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物でない路外駐車場</li> </ul>	—

(注) 特定公共的施設の規模要件の面積は、用途面積です。